

監 査 の 対 象	教育委員会 教育部 学校教育課
指摘を受けた監査結果	令和2年度 後期 監査結果報告書
監査の結果	措置の内容
<p><b>(検討を求める事項)</b></p> <p><b>行政財産目的外使用許可申請について</b></p> <p>教職員住宅の行政財産目的外使用許可について、使用者からの申請書が提出されないまま4月1日に使用許可し、7か月以上経過した監査時点においても提出されていないものがあった。</p> <p>また、当該使用許可後10日以内に提出すべき、連帯保証人の連署した請書については、昨年度分から提出されていなかった。</p> <p>行政財産目的外使用許可は、申請を受けて許可するものであるため、佐賀市公有財産規則及び佐賀市教職員住宅の目的外使用に係る取扱要綱に基づき、早急に対処され、適正な事務処理に努めるとともに、再発防止に向け、事務の進捗管理について部署内でのチェック体制の構築を検討されたい。</p>	<p>教職員住宅の行政財産目的外使用許可について、未提出となっていた申請書及び請書を受理しました。</p> <p>また、担当係長等が事務の進捗状況を把握することができるよう、使用許可の事務についての進捗管理表を作成しました。今後も使用許可の事務については、佐賀市公有財産規則及び佐賀市教職員住宅の目的外使用に係る取扱要綱に基づき、適正な事務処理に努めます。</p>